

第 1 2 期
東京都福祉のまちづくり推進協議会
第 5 回 専 門 部 会

令和 2 年 9 月 1 8 日

(午前10時01分 開会)

○篠課長 それでは、定刻となりましたので、第12期東京都福祉のまちづくり推進協議会第5回専門部会を開催いたします。

私は、本日、事務局を担当いたします東京都福祉保健局生活福祉部担当課長の篠でございます。皆様には3月まで大変お世話になっておりましたが、この9月から再び福祉のまちづくりを担当させていただくことになりました。このように、皆様にご挨拶できますことを大変うれしく思っております。バリアフリーの歩みを止めることなく、さらに前に進められるよう尽力してまいりたいと思います。引き続き、皆様のお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

この後は、着座にて失礼いたします。

では、まず、委員の皆様のご参加状況をご報告いたします。本日は、オンラインでご参加いただいている方を含め22名の委員にご出席いただいております。大島委員、伊藤委員につきましては、ご都合により欠席されております。また、山崎委員に代わり、東日本旅客鉄道株式会社東京支社総務部企画室企画調整課長の塩ノ谷様にご出席いただいております。

続きまして、お手元の資料のご確認をお願いいたします。まず、本日の次第がございます。続いて、その下に配付資料がございます。資料1-1、都におけるバリアフリー化の主な進捗状況ハード面・ソフト面、A4横のものでございます。資料1-2、都におけるバリアフリー化の進捗状況について、A4縦のものでございます。資料1-3、「東京都福祉のまちづくり推進計画」(2019年度～2023年度)事業の実績、A4横のものでございます。資料2-1、第4回専門部会における意見書(案)の主な意見及び修正内容等、A4横のものでございます。資料2-2、第12期東京都福祉のまちづくり推進協議会意見書(案)、A4縦のものでございます。資料2-3、第12期東京都福祉のまちづくり推進協議会今後のスケジュール、A4横1枚のものでございます。

続いて、参考資料です。参考資料①東京都福祉のまちづくり条例、A4縦のものでございます。参考資料②東京都福祉のまちづくり推進協議会設置要綱、A4縦のものでございます。参考資料③第12期東京都福祉のまちづくり推進協議会専門部会委員名簿、A4縦1枚のものでございます。

併せて、次第には記載しておりませんが、意見書(案)へのご意見表を配付しております。

また、会場のほうには、資料のほか冊子をお配りしています。まず、東京都福祉のまちづくり推進計画改定の基本的考え方意見具申。次に、東京都福祉のまちづくり推進計画。次に、東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル。次に、区市町村事業者のための「心のバリアフリー」及び「情報バリアフリー」ガイドライン。最後に、心のバリアフリーの実践に向けたハンドブックでございます。これらの冊子は、会議終了後に

回収をいたしますので、お帰りの際には、そのまま机の上に置いていただきますようお願いいたします。

以上でございますが、不足がございましたら事務局にお知らせください。

それでは、議事に先立ちまして、福祉保健局生活福祉部長の坂本よりご挨拶申し上げます。

○坂本生活福祉部長 皆様、おはようございます。福祉保健局生活福祉部長の坂本でございます。

委員の皆様には、お忙しいところ、第12期福祉のまちづくり推進協議会第5回の専門部会にご参加いただき、誠にありがとうございます。

本日は、前回もお話しいただいたところでございますが、オンライン併用での会議と本日はさせていただきたいと思っております。会場にお越しいただいている委員、それからオンラインでご参加いただいている委員の皆様、双方、ご協力を頂きながら、できる限り円滑に進められるよう努めてまいりたいと考えておりますが、まだオンライン環境が万全ではないというところもございますので、不十分なところもあるかと思っておりますが、その点をご容赦いただければというところでございます。

さて、前回の専門部会では、10月の意見具申に向けて意見書の素案をお示しして委員の皆様から大変多くの貴重なご意見を頂いたところでございます。今回は、皆様から頂きましたご意見を反映して作成した意見書（案）を改めてお示しさせていただいているところでございます。意見書（案）についての専門部会でのご審議につきましては本日が最後となりますので、本日も様々な視点からご意見を賜ればと考えております。

次回につきましては、10月29日の推進協議会に、この内容についてお諮りしたいと考えておりますので、引き続きお力添えを頂きますようお願いいたします。

これから2時間の長丁場でございますが、よろしくお願いいたします。

○篠課長 それでは、議事に入ります前に幾つか注意事項を申し上げます。

まず、当会議は公開となっております。また、本日、傍聴の方がいらっしゃいます。

併せて、会議の議事録は東京都ホームページで公開をいたします。

また、委員の中には、視覚や聴覚に障害のある方もいらっしゃいますので、ご発言の際は冒頭にお名前をつけていただくようお願いいたします。

また、本日は、会議室とオンラインの併用方式で開催をしておりますので、それぞれご留意いただきたい点を申し上げます。

まず、会場にいらっしゃる皆様にお願いです。ご発言の際は、卓上のマイクのスイッチを押してご発言いただき、発言が終わりましたらマイクのスイッチを切っていただきますようお願いいたします。また、咳エチケットの徹底など、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止へのご協力をお願いいたします。

次に、オンラインで参加されている皆様にお願いでございます。本日、イヤホンまたはヘッドホンをご用意いただいた方は、着用をお願いいたします。また、ご自身が発言

されるとき以外は、マイクは常にオフにしてください。マイクをオンのままにしますと、ご自身の周辺環境の音が会場に聞こえる可能性があります。また、ご発言の際は、Webexアプリの挙手機能を使わずに、ご自身で実際に手を挙げてお知らせいただくようお願いいたします。最後に、音声がかえらないなどの不具合が発生した場合には、チャットで主催者を選び、メッセージの送信をお願いいたします。もしメッセージが送信できない場合には、事前にお知らせしております事務局のアドレスにメールでお知らせをお願いいたします。

今日は、皆様のご協力を頂きながら円滑に進められるよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、これ以降の議事進行につきましては、高橋部会長にお願いしたいと思います。高橋部会長、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○高橋部会長 皆さん、おはようございます。高橋です。

それでは、これから早速、オンラインと会議室と併用での会議を、推進協議会の第5回専門部会を開催させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

お手元の会議次第がありますけれども、今日は二つほどあります。まず一つは、都におけるバリアフリー化の推進状況についてということで、こちらは後半の意見書のほうにも組み込まれている部分ありますけれども、まず、これを説明して質疑をしたいと思います。それから、二つ目が、先ほど坂本部長のほうからもご説明ありましたけれども、第12期東京都福祉のまちづくり推進協議会意見書（案）の検討です。今日が最後になりますので、ぜひ、皆様方の活発なご意見をお願いしたいと思います。オンラインの皆さんは、どうしても、このような併用でやりますと、会場のほうが何となく優勢になってしまう場合もありますが、遠慮なく挙手をしていただいて、ご発言いただければと思いますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、早速ですけれども、最初の議事1、都におけるバリアフリー化の進捗状況について、事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○篠課長 事務局の篠でございます。

それでは、資料1-1から資料1-3についてご説明をさせていただきます。

お手元資料1-1は、写真つきのもので、大会を契機とした主な取組をご紹介します。資料1-2は、福祉のまちづくり推進計画に記載している計画事業の実績を令和元年度時点で更新をしたものでございます。資料1-3は、計画事業の120事業全ての実績を掲載しているものでございます。今日は、主に資料1-1、資料1-2で説明をさせていただきます。

では、資料1-1をご覧ください。

都におけるバリアフリー化の進捗状況ですが、1枚目はハード面について記載をしています。資料の右上の宿泊施設のバリアフリー化の枠から、時計の逆回りで順を追っ

てご説明をさせていただきます。

まず、建築物に関してでございますが、宿泊施設については、平成31年3月に建築物バリアフリー条例を改正し、国内で初めて宿泊施設の一般客室の基準を制定し、福祉のまちづくり条例の整備基準も同様に改正をいたしました。また、客室等のバリアフリー改修を支援するための補助金につきましては、第3回専門部会でご説明してるところですが、令和元年度の実績は36件となり、前年度の14件から、ほぼ倍増しているところでございます。

その左の車椅子使用者用客席については、これも平成30年10月に福祉のまちづくり条例において新たにサイトラインに関する遵守基準を設けたところでございます。大会会場となる都立競技施設においては、座席を分散配置するとともに、サイトラインをほぼ確保する予定となっております。

続いて、その左から、鉄道駅についてでございます。

都内鉄道駅のだれでもトイレの整備状況については、令和元年度末で97%となっており、特に都営地下鉄については100%どの駅にも整備されております。

その左の都内鉄道駅のエレベーター等による段差解消につきましては、令和元年度末で96%となり、着実に整備が進んでいるところでございます。

その下、ホームドアの設置状況については、令和元年度末で46%ということで、一層の取組を進めているところでございます。

その下からは、道路に関してでございます。

エスコートゾーンの整備箇所数については、令和元年度末で695か所となっており、昨年度から40か所以上増加しております。

その右ですが、都道のバリアフリー化につきましては、まず特定道路等の整備ですが、これにつきましては、平成27年度末に327キロメートルが完了いたしました。また、優先整備路線の整備は、180キロメートルのうち119キロメートルまで完了しており、この1年で、約40キロほど整備が進んでおります。

その右の都道の無電柱化については、電柱の地中化率は令和元年度末で45%となっております。

その右からは、鉄道以外の公共交通ということですが、まず、ユニバーサルデザインタクシーです。次世代タクシーの普及促進については、令和2年度までに1万台を目標にしておりましたが、令和元年度末で9,044台の実績となっております。昨年度実績は約3,000台でしたので、この1年で、約3倍に増えている状況でございます。

続きまして、上に行きましてノンステップバスの普及状況ですが、令和元年度末で94%、特に都営バスにつきましては、100%ノンステップバスを導入しております。

以上が、ハード面の整備状況でございます。

1枚おめくりいただきまして、続いてソフト面の状況についてご説明させていただきます。

ソフト面は、大きく分けまして、情報のバリアフリーと心のバリアフリーに取り組んでおります。

まず、左の情報バリアフリーについてでございます。

だれでもトイレのバリアフリー情報のオープンデータ化につきましては、各鉄道会社や区市町村などのご協力を頂きまして、平成30年度に約6,500基の情報を公開いたしました。その後も大会に向けて新設や改修をしているトイレも多いことから、令和元年度に再度調査をかけまして、7,505基の情報を公表いたしました。前年度に比べて、約1,000基のトイレの情報を新たに追加をすることができた状況でございます。このオープンデータにつきましては、アプリ事業者にご活用いただいております。織田委員のところでもアプリを作成していらっしゃるようですが、引き続き、様々ご活用いただけるよう取り組んでいきたいと考えております。

続いて、その右隣、バリアフリーマップですが、都はバリアフリーマップを作成や更新する区市町村を支援しております。令和元年度末で、全部で40区市町村がバリアフリーマップを作成しております。

その下、とうきょうユニバーサルデザインナビにつきましては、これは誰もが外出に必要な情報を容易に入手できるようなバリアフリー情報を集約したポータルサイトでございます。昨年度にリニューアルを行いまして、その際には推進協議委員の皆様からたくさんのご意見を頂戴いたしました。頂いたご意見を反映しまして、従来からのアクセシビリティ仕様に加えて、ユニバーサルデザイン設備のピクトグラム表示、GPS連動による現在地表示の追加、ユニバーサルデザインフォントの導入など、より便利にお使いいただけるよう工夫をいたしました。

続いて、その下、ICTによる聴覚障害者コミュニケーション支援につきましては、遠隔手話通訳や筆談、音声認識などが可能な遠隔手話通話システムを導入したタブレットを都庁内に貸出すなどの取組を通じて情報保障の確保に努めております。

続きまして、右側の心のバリアフリーのほうをご覧ください。

心のバリアフリーでございますが、上の枠はユニバーサルデザイン学習ということで、学校等での体験学習などに取り組む区市町村を支援しております。令和元年度に都から財政支援をしておりますのは5区1市でございますけれども、取組としては、全ての区市町村において心のバリアフリーに関する取組を実施しております。

続いてその下、高齢者・障害者などの当事者参加につきましては、当事者参加のまち歩き点検をした上で整備を行う区市町村に対して、ユニバーサルデザイン緊急推進事業で支援をしております。

さらにその下、都民への普及啓発については、これまでに、例えば小中学生を対象としたポスターコンクールや障害者等用駐車区画の適正利用、さらにはヘルプマークの推進などの様々な普及啓発を行っております。

資料1-1につきましては、以上でございます。

続きまして、資料１－２でございます。

こちらは、福祉のまちづくり推進計画に主なバリアフリー化の進捗状況として掲載しており、毎年度、時点更新をしてお報告をさせていただいているものでございます。また、後ほどご説明する意見書（案）の中でも、分野別のバリアフリー化等の進捗状況として掲載を予定しているものでもございます。

ここで、先に内容をご説明させていただきます。

今回は、最新データである令和元年度末のものに更新しております。また、前回の専門部会で、アウトプットだけではなくアウトカム、つまり、どのような成果があったのかということについても記載をしたほうがいいとのご意見を頂きましたので、今回から、新たに取組の成果についても記載をしております。

それでは、資料１－２をご覧ください。

福祉のまちづくり推進計画の五つの分野ごとに掲載をしております。

１ページ目ですが、１、交通機関、道路等のところですが、この分野は全部で３２の計画事業がございます。その進捗状況について、主なものを、交通機関、道路、面的なバリアフリー整備の三つに分けて記載しております。

（１）の交通機関の実績は、先ほどご説明しましたものと同様でございますので、下のほうの取組の成果のところをご覧ください。取組の成果を黒丸でお示しをしております。まず一つ目ですが、都内の鉄道駅については、エレベーター等による段差解消、だれでもトイレ、視覚障害者誘導用ブロック、ホームドアなどの整備が進み、バリアフリー化は着実に進展をしております。二つ目に、バス車両のノンステップ化は、都営バスについては１００％達成しており、民営バスについても導入促進を図っているところでございます。三つ目に、ユニバーサルデザインタクシーについては、都内を走るタクシー約５万台のうち１万台をユニバーサルデザインタクシーに転換いたしました。

次に、２ページをご覧ください。

（２）の道路につきましては、中ほどに取組の成果を記載しております。一つ目ですが、令和元年度までに東京２０２０大会の競技会場の周辺道路など約９０キロメートルの都道のうち、約８４キロメートルのバリアフリー化が完了いたしました。二つ目に、歩行者感应式信号機、視覚障害者用信号機、エスコートゾーンの整備を計画的に推進しており、横断歩道上における歩行者や視覚障害者の安全性の向上に努めているところでございます。

次に（３）面的なバリアフリー整備につきましては、３ページのほうをご覧ください。

バリアフリー基本構想の策定状況としましては、表の下の白丸のところですが、令和元年度末時点で、都内２１区９市で基本構想を策定しております。

その下、取組の成果としましては、一つ目に事業の進捗に伴い指定地区や重点整備地区は増加しており、地区内においては面的なバリアフリー整備に取り組んでいるところでございます。二つ目に指定地区や重点整備地区等のある区市町村では、面的整備のノ

ウハウが蓄積されるとともに、ユニバーサルデザインの理念の普及啓発にも取り組んでいるところでございます。

続きまして、その下、2の施設等の分野では、28の計画事業がございます。それを、建築物、公園、公共住宅に分けて主なものを記載しております。

(1)の建築物につきましては、福祉のまちづくり条例の届出件数やバリアフリー法の認定件数などを記載しておりますが、1枚おめくりいただきまして、4ページをご覧ください。

取組の成果としましては、バリアフリー法やバリアフリー条例、福祉のまちづくり条例に基づき、毎年度、相当数の建築物のバリアフリー化が進んでいるところでございます。

その下、(2)の公園に関する取組の成果としましては、全ての利用者が安心、快適に利用できる都立公園の整備を着実に進めているところでございます。

さらにその下、(3)の公共住宅につきましては、都営住宅のバリアフリー化の実績や、次の5ページをご覧いただければと思いますが、サービス付き高齢者向け住宅等の供給実績は年々増加をしております。

取組の成果としましては、公共住宅や民間住宅において、ハード面のバリアフリー化のほか、福祉サービスと連携した住宅供給を促進するなど、高齢者や障害者が安全、安心に暮らせる住環境の整備を進めているところでございます。

続きまして、3の災害時・緊急時に備えたまちづくりにつきましては、災害対策に関する10の計画事業がございます。主なものとしましては、こちらに記載の帰宅困難者対策ハンドブックの更新というものがございます。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けまして、新型コロナウイルス感染症を含む感染予防の視点を新たに盛り込んで内容を更新しております。

取組の成果としましては、災害時における要配慮者対応の普及啓発やヘルプカードの作成で区市町村を支援するなど、災害時及び緊急時に備えた取組を進めているところでございます。

続きまして、4の情報バリアフリーにつきましては、全部で30の計画事業がございます。先ほど資料1-1でご説明したもののほか、点字による即時情報ネットワーク事業などの視覚障害者にとって分かりやすい情報提供に取り組んだり、東京ひとり歩きサイン計画というピクトグラムや多言語で表記した案内サインの取組などを行っております。

取組の成果は6ページをご覧ください。

障害者の福祉の向上や社会参加の促進に向けた取組を進めるとともに、ピクトグラムや多言語で表記した観光案内標識の設置など、様々な手段により情報バリアフリーを推進しているところでございます。

続きまして、最後の5の心のバリアフリーについては、全部で24の事業がございま

す。先ほど資料１－１でご説明したもののほか、身体障害者補助金給付事業や駅前放置自転車対策、小学校から高校までの福祉教育の充実などに取り組んでおります。

取組の成果としましては、一番下のところでございますが、心のバリアフリーに向けた様々な普及啓発に取り組むとともに、障害者の社会参加を促す取組等を進めることで都民の理解促進を図り、心のバリアフリーを推進しているところでございます。

資料１－２の説明は、以上となります。

推進計画に位置づけられている１２０全ての計画事業の計画策定時の目標と令和元年度実績につきましては、資料１－３にまとめてございます。後ほどご覧いただければと思います。

私からの説明は、以上でございます。

○高橋部会長 はい、ご説明ありがとうございました。

それでは、最初の、このバリアフリー化の進捗状況について、委員の皆様からご意見やご質問を頂きたいと思っております。どなたからでも結構ですので、挙手をお願いしたいと思います。

越智委員、お願いいたします。

○越智委員 東京都聴覚障害者連盟の越智です。

二つほど確認したいことがございます。

まず一つは、ＵＤタクシーです。バリア福祉タクシーが増えたことは非常にいいことだと思います。ただ、あと、その運転手さんですね、理解と申しますか、障害者に対するサポートがどこまでできるのか、そういう研修をやっているのかどうか。車椅子のみではなく、聞こえない人、見えない人、きちんと対応できるような研修などを行っているかどうか、それをお聞きしたいということが一つです。

もう１点、ソフトの部分ですけど、ＩＣＴによる聴覚障害者のコミュニケーション支援、遠隔通訳システムというふうに記載がございますけれども、これは、都庁内だけの範囲の貸出しになっております。都庁以外の貸出しはやっていないと聞いておりますが、なぜ都庁以外では貸出しをしていないのか、その理由をお伺いしたいです。例えば、以前、私、江戸東京博物館に聴覚障害者向けのガイドを携帯をしたいということでご相談を受けました。いつ来るか分からないので非常に準備が大変なので、遠隔通訳があるので都のほうから借りればいいというふうに私はアドバイスを申しあげました。結局、都庁内だけということで借りられなかったということだったんです。非常にもったいない話です。もっと幅広い活用ができるのではないかと思いますので、なぜ都庁内に制限しているのかお知らせください。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。

それでは、質問も含めてご意見もありますけれども、２点ほどありました。まず、ＵＤタクシーの運転手等の研修について、どうなっているのかということと、それから、

遠隔の手話通訳システムの都庁外の貸出しができない、その辺りはどうなっているのかということ、を、ちょっとお答えをお願いしたいと思います。

○篠課長 事務局の篠でございます。

2点の今のお話でございますが、まず1点目のユニバーサルデザインタクシーにつきましては、現在、東京都からタクシーの購入費用の補助を出しておりますが、その補助の要件としまして、障害のある方に対する介助に関する研修を必ずドライバーの方に受講させるという要件を昨年度から設けていると聞いておりますので、そういった形で、できる限りドライバーの方に障害理解を進められるようにということで取り組んでいるところでございます。

次に2点目でございますが、ICTを活用した遠隔手話通話システムの活用の範囲ということのご質問、ご要望ということかと思いますが、こちらにつきましては、所管の部署のほうに、その対応の理由等も含めて確認をいたしまして、後ほど個別にご回答させていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋部会長 ありがとうございます。

後半のほうの手話通訳の遠隔のタブレット端末機の貸出しですが、台数も含めて、できる限り利用ができたほうが絶対いいわけですので、もちろん区市町村で対応することもあるかもしれませんが、ぜひ、その辺りも含めて、これからの課題とかがあるかと思っておりますので、お願いをしたいと思います。

それから、越智委員だけではなくて、この推進協議会でも情報共有したいというふうに思っておりますので、次回でも結構ですし、その後でも構いませんので、よろしくお願いしたいと思います。ありがとうございます。

越智委員、よろしいでしょうか。

ほか、いかがでしょうか。じゃあ、先に織田さんお願いします。その後、川内委員、お願いします。

○織田委員 織田友理子です。

都におけるバリアフリー化の主な進捗状況ソフト面のページ、資料1-1の2枚目についてです。情報のバリアフリーということで、私どもの団体でも大変活用させていただいており、実際に車椅子ユーザーの皆様本当に素晴らしい役に立つ情報だという好評を得ております。本当にありがとうございます。

そうした取組をされているのは、やはり東京都が一番だと思ひまして、このオープンデータ化におきましては、やはり緯度・経度情報、そして写真を入れるというところを強く求め、またすごく価値あるものになると思っておりますが、このバリアフリーのオープンデータ化がいかに、この右側のバリアフリーマップ、またその下のとうきょうユニバーサルデザインナビ、こちらのほうはデータなので大丈夫だと思うんですけども、このバリアフリーマップに、どれだけ反映されてるかということが興味があり、また、もしうまく反映されてないのであれば、今後取り組んでいただきたいことだと思ひまし

た。そうすることで、日本の中で東京、そして全国がそういった情報をきちんと集めるという、それを利用していただくという流れができるのではないかと思います。特にオープンデータにつきましては、オープンデータの伝道師である庄司先生も、こちらの委員でありますので、本日、オンラインで参加されておりますが、いろいろご意見を伺いながら推進していただきたいと思います。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。

じゃあ、川内委員のご意見を頂いてからにしましょうか。

○川内委員 東洋大学の川内です。

これ、資料１－２ですが、前にも申し上げたような気がするんですけども、たくさん表があるんですけども、累積なのか新規なのかというのが、なんかごちゃごちゃにあるように思っています。

例えば、２ページ目の（２）の②ですね、信号とかエスコートゾーンですけども、歩行者感応信号は平成３０年は減ってるんですね。これは、だから累積なのか新規なのか、よく分からないということ。

それから、例えば４ページの公営住宅の整備も、平成２９年度はがくんと減ってるんですね。これは、新規なのか累積なのか。

それから、その下の既設都営住宅の改善ですけども、これはだんだんと減ってきてるんですね、全ての項目が。だから、これはどう考えればいいのか、ちょっと減ってきてる意味が私には、ちょっとよく分からないというのがあります。

それから最後ですが、３ページの基本構想ですが、これもだんだん減ってきてるんですね。それで、２１区９市というふうに書いてありますが、実はバリアフリー法の基本方針というのが今年までで新しい基本方針を改定作業が進んでるんですけども、これからは、今までは１日の利用客３，０００人以上の駅についての整備ということだったんですが、どうも２，０００人以上で、しかも基本構想を作った駅を整備していくというふうな形になっていて、基本構想とリンクし始めているんですね。そうすると、基本構想を作らないことには２，０００人以上の駅は整備されないということになるので、この辺は、もうちょっと頑張っていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございました。

それでは、最初に織田委員のほうからのご質問というか、ご要望と、それと評価をしながらも連携はどうなっているのかというようなことですね。具体的な写真等含めて。そして、今の川内委員のご質問についてもお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○篠課長 事務局の篠でございます。

まず、織田委員からのご意見につきましては、区市町村との連携につきましては、毎

年度、区市町村との連絡会議を開催しておりまして、その中でも都の取組として、こちらのバリアフリー情報のオープンデータ化についてご紹介をし、また、都から各区市町村に対する補助事業もございますので、その中でご活用いただくようお願いをしているところでございます。引き続き、そういった形で連携を取れるようにしてまいりたいと考えております。

続きまして、川内委員からのご意見でございますけれども、まず、この表の作りが少し分かりにくくて大変申し訳ございません。基本的には、何年度末時点と書かれているものにつきましては、累計になっております。そして、それ以外につきましては、毎年度の新規の数という形で掲載をさせていただいているところでございます。こちらの表記の仕方含めて、また次回に向けて少し整理をしていきたいと考えております。

次に、2 ページ目の（2）の②、歩行者感应式信号機のところですが、平成30年度末時点の数字が少し減っているということでございましたが、こちらにつきましては、このほかに視覚障害者用信号機ですとか、ゆとりシグナルという信号機というものがございまして、そういったものへの転換をしている場合もございまして、そういった関係で、この年は若干減っていると聞いております。

続きまして、4 ページ目ですね。こちらにつきましても、（3）の①につきまして、平成29年度の数が大きく減っているということにつきましては、都営住宅の建て替えを基本的に計画的に進めている中で、この年は建て替えそのものの数が少なかったということになるかと思えます。

また、その下の住宅改善等の実績が、やや減少傾向にあるということにつきましては、大変申し訳ございません、ちょっと手元に資料がございませんので、所管のほうに確認をさせていただきまして、お返しをさせていただくようにしたいと思います。

最後に、3 ページ目の基本構想の関係でございます。確かに川内委員のおっしゃるとおり、国の次期目標についての考え方で、新たに基本構想を策定する駅も整備の目標の中に含めるという動きもございますので、基本構想の策定を進めるということは都として大変重要なことかと思っております。現在、こちらの数が少ないというところはございますが、一方で、基本構想の修正についての数はこちらに含まれていないと聞いておりますので、対応していないというよりは、既に作られた基本構想を修正等を行っているというところがあるという状況でございます。

以上でございます。

○高橋部会長　ありがとうございました。

基本構想については、件数も含めていただくといいですね。やっぱり広いところだと、一つだけというのも全部カウントされる、現在、62区市町村の中では半数満たないので、都市部なんかもありますけれども、ぜひ、少し細かなデータが入ってくるといい感じがしますけれども。よろしくご検討をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

稲垣委員、お願いします。

○稲垣副部長 中央大学の稲垣です。

今の基本構想に関して、僕も全く同じ感覚というか意見を持ってまして、あくまで補助の実績なので、この令和元年度は0区市は補助の実績がゼロということであって、じゃあ例えば、新たに地区がどれぐらい増えたのかという件数は入れないといけないのかなと思うとともに、この基本構想に関しては、本当に区市町村の政策で、どれぐらい頑張るつもりがあるのかということによって相当地域差が出てくるんですね。隣同士の市とか区であっても、片方は物すごくやる気があって、新たに地区作りましようみたいな話があるんですね。それは、そこの件数でいえば1個増えるんだけれども、区市町村の数としては全然増えないわけですね。お隣の市を見てみると、全然、そういう基本構想なんて、もう全く考えるつもりもないし、バリアフリーなんていう政策はまだまだプライオリティー低いといったような状況が、やっぱりあるので、かなりまだらなところがありますので、広域行政である東京都としては、その辺り、やっぱり俯瞰的に見て、それが分かるような実態把握というのは必要になってくるんじゃないかなと思う次第です。

もう一つ、ちょっと時間が限りがあるので一つだけ言いたいのが、最初、越智委員がおっしゃってた遠隔手話の話でございます。この後の意見取りまとめのところでも関連して出てくるかもしれませんが、やはり、このコロナの状況で、かなりご努力されて、このようなハイブリッド開催されてるのは高く評価されるべきだと思うんですけど、聴覚障害をお持ちの方の遠隔の参加が、かなりまだ難しい状況なんですね。そのときに遠隔手話みたいなことを福祉のまちづくり学会でも考えるんですけども、なかなか手話の相談をするときに、手話通訳の方が遠隔で、例えばZOOMに入ってくるとかWebexに入ってくるといったことが、結構断られたりするんですね。手話通訳はあくまでリアルなところで一緒にいないといけないといったような条件を、やっぱり言われたりしてしまうことがあると。新たな会議の様式であったり、コミュニケーションの様式というのがこれから問われてくる中で、遠隔の手話通訳であるといったものはものすごく重要になってくると思います。あとは字幕対応していただける要約筆記であるとか、そういったものの新しい制度の在り方みたいなことは、これから考えないといけないのかなというふうに思った次第です。すみません、これちょっと状況把握じゃない話なんですけども、ちょっとコメントしたかったので。

以上でございます。

○高橋部長 ご意見ありがとうございました。

オンラインで参加の方、いかがでしょうか。もしありましたらお手を挙げてください。

市橋さん、どうぞ。

○市橋委員 具体的な数字を見て、全体像が分かり、非常に役立っていることがあるということをお伝えします。

もう一つは、先ほど越智委員が言われたバリアフリータクシーの問題ですけれども、

僕は、この間も言ったとおり、公共事業の中で歩合制による給料の、例えば鉄道とかバスは歩合制じゃないですよ。結局、いっぱい乗った人が給料が高いとか、そういうことではないわけだけど、タクシーに関しては歩合制なわけです。そういう人に対して研修をどうするかというのは、非常に課題だと思うんですよ。

それで、この間ですね、あるタクシー会社と話したら、大手の鉄道会社がやっているタクシー会社だったんだけど、研修に関して、ちゃんと研修費を出すということを言ってくれました。そういうところでは、そういう研修費まで含めて障害者の理解とか、本当に乗せるところでも研修していく費用まで、公的が持つべきところは持ち、また会社側がやっていただけたところはやっていただく、こういうところも必要です。

また、バスの乗車拒否が多くなったかどうかは、統計上、僕がやってないので、多くなったって一概に言うとは、ちょっと語弊があるので、ただ、バスに乗せてもらえなかったということが、二、三、声が聞こえるというところ。また、バスに乗ったとき、シートベルトをきちっとやらなかったのが怖い思いをしたと。

何を言いたいかというと、やっぱり研修的なところも含めて行政がどうやっていくかということをやらないと、数的なもので上げていくだけではいけないんじゃないかと思っています。

そういう意味で、幾つか問題点はあると思います。例えば公共住宅整備も、都営住宅は入れているのに、公共住宅の1つとして位置づけている公社住宅はなぜ入れないのかというような問題もあります。あと、僕はこの数字分かりやすくいい数字だと思います。さっき、川内さんが言ったように、積算かどうかは分かりやすくやると。なぜかといったら、こういう数字も含めて、さらに必要なものができているということを私たちはやっぱり都民に、例えば、住宅の問題でいえば、都営住宅はやったけど、公社住宅はどうかとか、もっと言ったら、その上に法律的なところはあるけど、民間住宅は全てやれとは言わないけど、ある一定程度、社会的な責任を持つマンションやなんかはともかく、やっぱり、この数字で終わ리と言うんじゃないくて、この数字からなお発展させるんだよということを私たちが書いていって、あるいは発信していって、その上で、この数字を都民に見てもらわなければならないかと思っています。

○高橋部会長　ありがとうございました、市橋委員。

今、事務局のほうでも、今の市橋さんのご意見について把握されてると思いますけど、ご意見ということでよろしいですか。

○市橋委員　オーケーです。意見をまとめて、ちょっと記録していきたいと思うし、後半の部分でも意見を言いたいと思います。

○高橋部会長　ありがとうございます。かなり住宅問題は複雑なので、私も要望したいことは、いろいろありますけれども、都の範囲での、補助して直接関わってる範囲ということになっていますので、ご了解いただければと思います。ありがとうございました。

ほかいかがでしょう。川内委員、お願いいたします。

○川内委員 東洋大の川内です。

先ほどの市橋さんがおっしゃったことは、かなり重要な話ではないかというふうに思われますね。都の、私たちの、ここでやってることというのが、都全体に影響を及ぼしているわけですから、状況把握というのは、現況の把握というのは、都が直接出しているものもそうですけど、都内全体が、どういう傾向かというのを、やっぱり知っておかないといけないんじゃないかというような気がするんですね。先ほど稲垣さんがおっしゃったように、例えば3ページのバリアフリー基本構想というのは、二通りの表し方があります。自治体数というのと、それから、駅は何駅か、駅及びその周辺というのが基本構想の一つの基本なんですけれども、つまり駅ごとなんです。ですから、駅の件数というので表したほうが、実は正確なんです。新宿なら新宿でたくさん駅があっても、1駅しかやってなくても新宿はやってますということになるので、それだと、やっぱり実態がよく分からないので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

先ほど申しましたように、表ごとに、累積なのか新規なのかというのは分かるように書いていただきたいです。

それから、同じく3ページの施設のところでですね。②のところのバリアフリー法の運用状況というので、バリアフリー法の新規認定件数というふうにあります。これは、認定建築物の件数でしょうか。というのが一つ。

それから、この表で、一番最後の令和元年度が米印がついてて都の認定件数のみというふうに書いてあります。ということは、それまでは民間検査機関の数も含めた数なのか、全体把握をするためには、やっぱり都全体で幾らというのであれば、民間検査機関のものも含めないと、むしろ数字としては正しくないの、タイムラグがありますので、令和元年度は、まだ都のしか上がってないのでこれしかないということはあるかもしれませんが、それまでの、平成30年度までのものは民間のものも含めたものかどうかというようなことは書いていただきたいなというふうに思います。

それから、4ページの公共住宅の整備ですけども、公共住宅の整備の中に民間住宅のバリアフリー化の進捗状況といってサ高住の供給実績というのがあります。サ高住というのが果たして公共住宅なのかというのがよく分からないのと、それからもう一つは、都の中には市営住宅とかもあるわけですね。ですから、そっちのほうの情報も入れていただきたいなというふうに思います。ここでは、やっぱり都からの補助金が出てるものしか書かれてないというのが、すごく、隔靴搔痒というか、何か届かないなというような感じがするんですね。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございました。

時間の関係もありますけれども、今のお答えできる範囲で、篠さん、いかがでしょうか。認定については、建築の方、いらっしゃいますか。

○谷内建築企画課長 都市整備局の建築企画課長、谷内と申します。よろしくお願ひいた

します。

今、ご指摘いただきました3ページの2の(1)②のバリアフリー法の運用状況でございますけれども、18件とか13件とか、これは棟、何棟という形で数えております。

それから、ちょっと令和元年度の都の認定件数のみとなっておりますが、これ、認定は行政が行うことになっておりまして、1万平米を超えるものは東京都、それから1万平米を超えないものは区でやる役割分担となっております、あと市は全般的なところはありますけれども、区市の件数が今調査中ございまして、10月の中旬にまとまるところでございますので、後日、数字を更新するような形でご報告できればと思っております。

以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。

ほかいかがですか。要請も、川内委員の、あるいは市橋委員の要請なんかもありますので、ここですぐということではないと思いますけれども、この120の事業に対してどういう進捗状況かというのは今日の資料の一部だというふうに思いますけれども、都として全体をきちんとフォーカスしておくのが必要ですよという、そういうご意見でしたので、時間がかかるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

じゃあ、市橋委員。

○市橋委員 ちょっとだけいいですか。要望ですけど、今気づいたんですけど、この福祉のまちづくりに年度ごとの変遷がある。この意見具申もそうだけど、条例や何かに差支えなければ、昭和、平成、令和と何となく分かりにくくなるので、西暦で表すというのはできないでしょうか。年度ごとで、どういう変遷があったのかというのが分かることが非常に重要なので、ちょっとそのことは検討してもらえないでしょうか。

○高橋部会長 ありがとうございます。

この辺はどうですか。部長、いかがでしょうか。

○坂本生活福祉部長 時代の変遷とともに進んできているのは事実でございますので、ご意見として受け止めさせていただいた上で、検討させていただければと思います。

○高橋部会長 都としての公式な文書の作り方だとか、国もそうですけど、その辺のルールに合わせるという形になると思いますので、個人によっては読みにくかったり、理解しにくいと、そういうことも生じるかもしれません。申し訳ありませんが、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

星加委員、どうぞ。

○星加委員 東京大学の星加です。すみません、時間のないところ。

2点、少しお伺いなんですけれども、一つは、心のバリアフリーのところで、これ、以前からお話をしてるんですけれど、取組の内容の書き振りが、この心のバリアフリーに限っては、都民に対して行う事業というようなニュアンスが非常に強い。一部、事業者、企業に対してという取組も入ってますけれど、都に関しては、先ほど、むしろ都営の話だけになっているという話がありましたが、実は、この心のバリアフリーについて

は、都そのものについて何をやってるかって全然書かれていなくて、ここが何でそうなるのかというあたりが少しお伺いしたいところで、それは、もう、都庁に関しては、心のバリアフリーは完璧にできているので、これ以上の取組は特に必要としてないということなのか、何かその辺の基本的な認識の部分をお伺いできればと思います。

それから、二つ目として、今の話とも少し関わるんですけど、ちょっと大ざっぱな質問なんで恐縮なんですけど、この時期に意見書を出すという中で、このコロナ禍の状況におけるバリアフリーをめぐる状況というのがどうなってるのかということについての、これもちょっと基本的な認識のところをお伺いしたいんですけど、外から見ると、新しい生活様式みたいなものというのが突然出てきて、それがあつた種の新しいバリアを生むみたいなことというのが、かなりやっぱり起こっていたような気がしています。社会モデル的な観点から言うと、まさにノーマル、新しいノーマルというものが生み出されるときに、同時にバリアが生まれてくるということをきちんと認識して、そうならないように、どう多様な人たちが、そこに存在しているということを前提としたまちづくりというのをやっていくかということが社会モデル的な視点であろうかと思うんですけども、その辺りについて、この間の都の動きに関して、このUDとか福祉のまちづくりとかバリアフリーとかという観点が、どう反映されたのか、されてないのかみたいなことについての、ちょっと言いにくい部分もあるかと思うんですけど、所感をお伺いできますでしょうか。

○高橋部会長 後半については、後ほどの、ちょっと意見書（案）の中でも少し、若干ですけども議論して、あとがきに記さざるを得ないといったようなところなんかがありますので、後ほど、ちょっとまとめて、そのときでもよろしいでしょうかね。最初の、前半の心のバリアフリーについての記述について、都民向けなだけで、それを理解してるし、企業も中には入っていますが、まず、都庁の内部の職員研修とか、職員の心のバリアフリーについては、その辺りはどうなってるのか、それは、というようなことですけども、ここ、いかがでしょうか。

○篠課長 事務局の篠でございます。ご質問ありがとうございます。

心のバリアフリーに関する都庁内の取組ということでございますが、今回の資料は、推進計画に載っております計画事業の進捗というところで、ある意味、少し限定的に書かせていただいておりますが、もちろん都庁の職員に対しても継続的な心のバリアフリーに関する教育ということは重要だと考えておりますし、実際に障害者差別解消条例の関連で障害者理解等を含めた研修を全庁職員に対して行っているというところでございますので、引き続き取り組んでいくものと認識をしております。

○高橋部会長 ありがとうございます。

星加委員、よろしいでしょうか。

例えば、参考という形で少し記していく、参考として都庁内ではこうやっているとか、何かちょっとそういう証拠というか根拠が欲しいですね、星加さん。

○星加委員　そうですね。恐らくその事業者や区市町村や都民に対して啓発をしていくときに、都庁ではより先進的な取組をきちんとやっていますよということが示されて、ある種のモデルとしてそれが広がっていくような形が望ましいと思いますので、ぜひどういう形で実施しているのかというようなことも含めて何らかの形で情報提供というのをしていくということが望ましいかなと思います。よろしくお願いします。

○高橋部会長　ありがとうございました。

それでは、次の議題に移らせていただきたいと思います。次の第12期の東京都の推進協議会の福祉のまちづくりの推進の意見書（案）についてのまず説明をしていただきたいと思います。これにつきましては、これまで専門部会でも何度か意見交換をしたりとか、あるいは要望を反映していただいていますので、今回さらに第4回から加えて修正された箇所を中心にご説明をまずお願いしたいと思います。よろしくどうぞお願いします。

○篠課長　事務局の篠でございます。

それでは、意見書（案）についてご説明させていただきます。まず、資料2-1をご覧ください。

資料2-1につきましては、前回、8月の第4回専門部会でいただきましたご意見や、終了後に意見書でいただきましたご意見を反映した修正内容の一覧でございます。委員の皆様には、時間が少ない中、様々なご意見をいただきましてありがとうございました。いただいたご意見につきましては、事務局のほうで庁内関係部署と調整をし、高橋部会長ともご相談の上、修正し、本日の資料としてお示しをしているものでございます。

次に、資料2-2が意見書（案）となっております。今回は前回からの修正点についてご説明を申し上げます。資料2-2の意見書（案）を中心にご説明をいたしますが、随時、資料2-1の修正内容もご覧いただきながらご確認をお願いいたします。

なお、事前に紙でお送りした意見書（案）は目次のページ数が誤っておりました。今回、会場で配付している資料は正しく修正をしております。また、昨日、事務局より修正後のデータをお送りさせていただきました。大変失礼いたしました。

それでは、説明に入らせていただきます。

では、意見書（案）を1枚おめくりいただきまして、目次でございます。

基本的な構成は変えておりませんが、第1章の3、先ほどご説明いたしました分野別バリアフリー化の進捗状況につきましては、読み手にとって分かりやすいように五つの分野が分かる形で記載をした方がいいとのご意見をいただきましたので、（1）から（5）まで細かく目次をつくらせていただきました。

次に、3ページをご覧ください。

今回、高橋部会長ともご相談をしながら、「はじめに」の部分を作成いたしました。その際に委員からご意見があり、この時期に意見書を出す意味を深めなければならない、また、「I P Cアクセシビリティガイドにより福祉のまちづくりが大きく前進したこと

を今後の福祉のまちづくりに生かす」と記載するべきとのご意見をいただきましたので、その内容も盛り込んでおります。

3パラ目のところからご覧いただければと思いますが、「IPCアクセシビリティガイド」に掲げる「公平」「尊厳」「機能性」の3つの基本原則に基づき、Tokyo 2020アクセシビリティ・ガイドライン」が策定され、都はこれを基に大会準備を進めてきたこと、同時に、この東京版ガイドラインを活用した環境整備に幅広く取り組むことでレガシーとして共生社会の実現を目指してきたこと、アクセシビリティ・ワークショップなどで当事者参加の取組を経験し、当事者、都民、事業者、東京都が一体となって推進する方向性を確認しつつあること、これらのことは福祉のまちづくりが大きく前進した証であること、そして、これまでの作業経験を都や区市町村の福祉のまちづくりに広く展開し、共生社会に向けた基盤を強固にしていくことが求められていることなどを明記させていただきました。

次に、4ページをご覧ください。第1章の都における福祉のまちづくりのこれまでの進展でございます。

ここでは、4ページから11ページにかけて三つの項目、1の都における福祉のまちづくりの歴史的経緯、2の福祉のまちづくり推進計画に基づくまちづくりの推進、3の分野別バリアフリー化等の進捗状況について記載しております。このうち、1と2は推進計画から引用しております。3の進捗状況につきましては、先ほどご説明した内容を記載しております。

次に、15ページをご覧ください。第2章の国等の動向でございます。ここでは、国の法改正の動向を中心に記載しております。

この章では、差別解消法の制定を受けた都の差別解消条例の動きも記載すべきとのご意見がありましたので、1の国内法の整備の記載の最後の丸のところですが、都条例を制定したことについて新たに記載いたしました。

次に、16ページをご覧ください。

上から一つ目の丸のところですが、バリアフリー法の平成30年の改正内容を記載しております。ここでは、改正のポイントである理念規定について記載すべきとのご意見がありましたので、平成30年の改正で初めて理念規定を設け、「共生社会の実現」「社会的な障壁の除去」を明確にしたことを追記いたしました。

続いて、17ページをご覧ください。ここからは第3章となります。

まず、章のタイトルですが、前回、「東京2020大会に向けた」という書き方をしておりましたが、大会が終了したら取組が終了してしまうように感じるとのご意見がありましたので、「東京2020大会を契機としたバリアフリー化の取組」と修正いたしました。

この第3章では、東京2020大会を契機としたバリアフリー化の取組を、都と国等の二つに分けて記載しております。まず、都の取組として17ページから19ページに

かけまして、（１）当事者参画の取組、（２）大会会場周辺を中心とした施設整備等、（３）情報バリアフリーの推進に向けた取組、（４）心のバリアフリーの推進に向けた取組について記載しております。その後が続いて２０ページまで、国等の動向として、（１）ユニバーサルデザイン２０２０行動計画と（２）Ｔｏｋｙｏ２０２０アクセシビリティ・ガイドラインについて記載しております。

修正点でございますが、少しお戻りいただきまして１９ページをご覧ください。

上から二つ目の丸ですが、情報バリアフリーの取組に手話のできる都民育成事業を記載すべきとのご意見をいただきましたので、こちらの丸を新たに作りまして手話のできる都民育成事業につきましても記載いたしました。

また、心のバリアフリーの推進に向けた取組内容をもっと記載すべきとのご意見をいただきましたので、その下の（４）の一つ目の丸でございますが、心のバリアフリーに関する冊子の概要を記載いたしました。

続いて、２１ページをご覧ください。ここからは、第４章のバリアフリー化の推進に向けた課題と方向性でございます。これまでに、五つの論点をもとに２回にわたりご議論いただいております。

では、修正点をご説明します。

まず、１の公共交通機関や道路等におけるハード・ソフト一体的整備のあり方についてですが、中ほどにある課題と方向性の二つ目の丸をご覧ください。こちらですが、乗車拒否と施設等のバリアフリー基準の関係が不明なので内容を分かりやすくする、また、公共交通機関は施設整備とともに人的配置も重要な要素であり、公共交通機関には社会的な責任がある、さらに、人的介助などのソフト対策の記載を具体的にするなどのご意見をいただきましたので、具体例なども盛り込み修正いたしました。

次に、二つ目の丸ですが、内容について鉄道に限定的なところが気になる、また、バスは正着制御やニーリング、ＵＤタクシーはスロープの組み立てなどが対応できていない、さらには、バスやタクシーへの大型車椅子の乗車も課題であり、技術開発も求める必要があるなどのご意見をいただきました。そこで、バス、タクシーにつきましては一つ目の丸から分けまして、新たに二つ目の丸を作りまして内容を盛り込んで整理いたしました。

次に、２２ページ、上から二つ目の丸をご覧ください。ハード・ソフト一体的整備のところでございますが、利用者の視点に立った整備を実行していくことを強調する必要があるとのご意見をいただきましたので、修正いたしました。

次に、２の生活に身近な建築物等におけるバリアフリー化の推進のあり方についてでございます。

ここでは、一番下の課題と方向性の一つ目の丸をご覧ください。合理的配慮によりその場のニーズに応じたサポートが必要とのご意見をいただきましたので、１枚おめくりいただきまして次の２３ページになりますが、「合理的配慮の提供等」という文言を追

加いたしました。

また、その下の丸ですが、「アクセシビリティ・ワークショップ」の取組の成果の活用を記載するべきとのご意見をいただきましたので、「アクセシビリティ・ワークショップを設置し、障害者や学識経験者から意見を聞くなどの取組を行ってきており、そうした成果を今後の整備に活かしていく」という文言を追加いたしました。

続きまして、3の災害時・緊急時等に備えた安全・安心のまちづくりの推進のあり方についてでございます。

一番下の課題と方向性の一つ目の丸をご覧ください。ここでは、都として総合的な災害弱者対策に取り組むべきとのご意見をいただきましたので、こちらの一つ目の丸を新たに設けて記載をいたしました。

次に、24ページをご覧ください。

上から一つ目の丸のところですが、避難所として使用するから学校をバリアフリー化するという書き方に違和感がある、学校だからこそバリアフリーでなければならない、また、学校等への道路を整備していくことを強調する必要があるとのご意見をいただきましたので、まず児童・生徒のための整備、そして、避難所としての使用を想定して車椅子使用者用トイレや経路を適切に整備する、また、道路も含めて「面的に整備していく必要がある」と修正をいたしました。

続いて、その下の丸ですが、障害者自らが自身の存在を知らせ障害を理解してもらうことも大切、また、災害対策については区市町村に協議してもらうような働きかけが重要になるとのご意見をいただきました。そこで、新たにこちらの丸を設けまして、障害者が周囲に支援を求めるためのヘルプカードや、区市町村の要配慮者対策などについて記載をいたしました。

続きまして、4のICTの活用等による情報バリアフリーの推進のあり方についてでございます。現状のところになりますが、1枚おめくりいただきまして25ページをご覧ください。

上から一つ目の丸のところですが、アクセシビリティ情報の多言語化の状況が分かるように、また、多言語化はアクセシブル・ツーリズムの現状及び方向性に触れるべきとのご意見をいただきましたので、こちらの丸を新たに追加しまして、ピクトグラムや多言語対応など、外国人次対応や観光に関する取組を記載いたしました。

続いて、その下の課題と方向性の一つ目の丸をご覧ください。アプリやシステムの開発段階で障害者の使用を前提として障害者の視点を反映できるとよいとのご意見をいただきましたので、その内容を盛り込んで修正いたしました。

続いて、二つ目の丸をご覧ください。Ma a Sに関しては、バリアフリー情報の種類や内容、提供方策を検討していく必要があるとのご意見をいただきましたので、その内容を盛り込んで修正いたしました。

続いて、四つ目の丸をご覧ください。情報バリアフリーを進めるためには、バリアフ

リー情報の提供だけでなく、一般的な情報提供のバリアフリー化についても言及する必要があるとのご意見をいただきましたので、この四つ目の丸を新たに設けまして、一般情報も含めて音声読み上げ等の配慮、多言語表記等により、情報の受け手に配慮する必要があることを記載しました。

また、その下の五つ目の丸でございますが、こちらも新たに追加をしたものです。外国人旅行者などを含めた全ての人が安心して東京での滞在を楽しめるよう、ピクトグラムや多言語表記の整備のさらなる推進や、アクセシブル・ツーリズムについて記載いたしました。

次に、26ページをご覧ください。5の共生社会実現に向けた心のバリアフリーの推進のあり方についてでございます。

中ほどの課題と方向性の一つ目の丸をご覧ください。ここでの記載に当事者や当事者団体を加えるべきとのご意見をいただきましたので、追加をいたしました。また、新学習指導要領に基づき小・中学校で心のバリアフリー教育が実施されることを契機に、効果的に推進する必要があることも追加いたしました。

続いて、その下、二つ目の丸でございますが、子どもだけでなく大人にも心のバリアフリーを意識させる活動を継続して推進するべきとのご意見をいただきましたので、新たにこちらの丸を設けまして、広く都民全体に対する取組についても記載いたしました。

続いて、その下、三つ目の丸でございますが、施設や設備の適正利用に向けて、引き続き整備のあり方を検討する必要があるとのご意見をいただきましたので、次の27ページをご覧いただければと思いますけれども、その点を追加いたしました。

続いて、27ページの一つ目の丸をご覧ください。補助犬の理解を広めていかなければならないとのご意見をいただきましたので、新たにこちらの丸を設けまして、補助犬の理解啓発について記載いたしました。

続いて、その下の二つ目の丸をご覧ください。障害者権利条約に基づき、全ての人が平等に参加できる社会にしていく必要がある、また、市民が共生社会を自ら考えたり参画できるような機会があるとよいなどのご意見をいただきました。そこで、権利条約の考え方に基づき、共生社会や障害の社会モデルの考え方をさらに浸透させることが重要であること、全ての人が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける心のバリアフリーをこれからも推進していく必要があることを記載いたしました。

次に、28ページをご覧ください。「おわりに」の文章を載せてございます。こちらでも高橋部会長とご相談をしながら作成させていただきました。

主な内容としましては、推進協議会が多くの提言を積み重ね都の施策を進めてきたこと、現在、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い、東京2020大会が1年延期され、緊急事態宣言期間を経て、今まさに「ウィズ・コロナ」の時代における新たな生活様式を模索している只中にあること、そのような状況であるからこそ、東京2020大会に向けたこれまでの取組を総括し、「ウィズ・コロナ」の時代にふさわし

いバリアフリーのあり方について議論することが重要であることを確認し、検討を重ねてきたことなどを述べております。また、今回の検討は、これまで前提としてきたものが揺らいでいるという認識の下、既存の枠組みに当てはまらない新たな論点や、福祉のまちづくりの枠組みを超え様々な関係者への働きかけや連携が必要な論点も挙げられましたため、引き続き議論をしていくものとして三つの問題提起をしております。これは、第4章の5分野にはまらない、かつ、今後検討していくべき、もしくは検討するかもしれない課題を記載すべきとのご意見を踏まえたものでございます。

そして、その下をご覧ください。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた日常生活についてのところでございますが、要支援者や支援者への望ましい支援のあり方について検討するだけでなく、都民に理解してもらう努力が必要とのご意見を踏まえて、文言を追加しております。

続いて、29ページをご覧ください。

G5等の導入により、オフィス環境、自動運転、遠隔操作等にユニバーサルデザインの考え方をどれだけ反映できるか可能性を探るという記載があるとよいとのご意見を踏まえて、「新たな技術へのユニバーサルデザインの考え方の反映について」という項目を加えております。

最後に、前回、「等」がとても多く読んでいて引っかかってしまうというご意見をいただきましたので、全体的に文言整理をさせていただきました。

以上が、前回からの修正内容でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋部会長　ご説明ありがとうございました

それぞれ第4回までにいただいた意見、それから新たに追加した部分も若干ありますが、修正させていただきました。こちらのほうは、今、事務局のほうからご説明をいただきましたけれども、この推進協議会として意見を具申するという形になりますので、皆様方の意見がベースになることは間違いありません。今日が議論の最後になりますので、もちろんこの後の10月の推進協議会でも最終的な意見交換をする場もありますけれども、この意見書の修正については今日がオープンの中では最後という形になりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、たくさんありますけれども、残された時間を議論させていただきたいと思ひます。

まず、第1章、第2章までについてご意見、ご質問、あるいは要望等受けたいというふうに思ひますけれども、よろしくお願ひいたします。

稲垣委員、お願ひいたします。

○稲垣副部会長　中央大学の稲垣でございます。ちょっと前回欠席してしまったので、今回ちょっとまとめて意見をさせていただきたいと思ひますけれども。

第2章の国の動向のところなんですけれども、資料のページで言うと15ページ、16ページになりますが、これまでの国の動きということをおのうにまとめられている

ということなのですが、これが意見書が提出されるのが10月末ということで、この令和2年度、今年度も国、国土交通省、動きがもうかなり激しくなっていますので、その最新を多分反映させたほうがいいと思うんですね。なので、ちょっと私が関わっているものだけでも幾つかあるので簡単にご説明しますと、今まで長らく手をつけられていなかった道路のユニバーサルデザインを真剣に考えましょうということで懇談会が始まっております。これまで旅客施設であったり車両であったり、そういったようなものの検討をずっと総合政策局でやっていたんですが、今度、道路局がついに動き始めて、今度、省令改正やガイドラインの改定、あと、新しい視点としてはバスタのような、あれは道路管理の中でああいうターミナルを整備するんですけども、それを道路局マターでどう考えるのか。あとは、歩行者利便増進道路というのが道路法の改正でできたんですけども、これは道路は基本的には通行するためにつくられるわけなんですけれども、そこで例えばオープンカフェであったり滞留するような空間をどんどんつくっていきましようという制度設計が行われています。

その中で、移動に配慮が必要な方々に対してどのような配慮をするべきなのかということを考え始めました。例えば、滞留するためにはベンチを置きましょうとなるんですけども、滞留するためだけのものじゃなくて、計画的にネットワークで配置していけば長く連続で歩けない人が休憩しながらどんどん歩けるわけですよ。回遊性が高まるわけですね。そういったような議論が始まろうとしているということで、川内先生と一緒に議論をさせていただいております。

あとは、総合政策局のほうではハードの基準がどんどんつくられてきたわけなんですけど、いろんな車両とか施設のハードを性能をいかに発揮するためにソフト基準をつくるという議論が始まっています。なので、そういったようなこともやっぱり見据えておく必要があるのかなと。

それに、自動車局のほうでは、これは後でちょっと出てくることにも絡むんですけども、車椅子を固定する技術はあると、路線バスの中で、運転手は技術は持っているんだけど社会的な要因によって固定をしないみたいなことが起こる。例えばその固定するのにすごく時間がかかっちゃうので、定時性が損なわれるので周りのお客さんの目もすごく気になって、当事者の方も「いや、固定いいです」なんてことが行われて車内事故が起きるわけですね。なので、技術研修という話だけでなく、社会環境の観点からもきちんとそういったような現状にちゃんと向かい合わないといけないという議論を自動車局でやっています。

最後に、これは総合政策局ですけども、Ma a Sの話がありますので、これちょっと後で改めて意見させていただきますけれども、ユニバーサルなMa a Sのシステムって何だろうといったような話もあるので、そういったようなことを、なるべく最新の国の動きをここに入れたほうがいいんじゃないかなというふうには思っていますので、そこをできれば前向きにご検討いただきたいと思う次第です。

以上です。

○高橋部会長　ありがとうございました。

はい、川内委員。

○川内委員　東洋大の川内です。

ちょっと今の稲垣さんのに関連してですけども、最新の情報を入れるべきだというのは私もそのとおりだと思います。ここには、例えば16ページには平成30年までのことしか書いてないんですけども、今年の5月にはバリアフリー法が改正になっているんですね。ですから、改正になっているので、例えばその公立の小・中学校は整備が義務化されたとか、それから先ほど稲垣さんがおっしゃったそのバスターミナルみたいなもの、今まではバスのバスターミナルというもののしか対象ではなかったんですけどもバスターミナルのようなものも対象になってきたという、そういうものが改正になっているので、そのことはもう確定なのでそれは入れられたほうがいいと思います。

それから、今、稲垣さんがおっしゃったのはまだ確定ではないんですね。こういう取組が始まっているということなので、それについては今、稲垣さんがおっしゃったように、このような取組が今年のバリアフリー法の改正に加えてこのように動き始めているということで、ちょっと将来の動きに余韻を残すような、つなげていくような書き方をされたらどうかというふうに思います。ちょっと項目の列挙だけになるかもしれませんが、本当に今、ものすごくいろんなものが動いているので、その辺は書かれたほうがいいと思います。

それから、私のほうの意見として、前回申し上げたのがうまく伝わってなかったのかなと思うんですが、権利条約を批准したことによってスキームが変わったと私は理解しています。それはどういうことかということ、今までは、日本の取組は特にハードを整備するんだということでハードの実績、何%整備されていますとか、何件できていますとかというようなことを見てきたわけですけども、権利条約の批准、それから差別解消法を通じて、使えるかどうかということにポイントが移ってきているわけです。ですから、整備されて、それが例えば維持管理ができなくて使えないとか、あるいは最後のちょっとのサポートがなくて使えないというのであればそれは整備された意味がない。なので、いかにして、合理的配慮というのもそのことですけども、使えるということがとても重要なんですね。ですから、例えば国の動向のところで権利条約を批准したというようなことが書いてあって、これで社会モデルとかというような通り一遍の解説書にあるようなことは書いてありますけれども、実はその本質というのは外形的な整備ではなくて使える社会を目指せるか、障害のある方が他の者と平等に使えるような社会を目指せるかということがポイントなんですね。これについてはいまだに、3章以降も、今までと同じようにその整備の状況について重点が置かれた書き方になっていて、全体の書きぶりに私は大いに物足りなさを感じるわけですけども、少なくとも最初の「はじめに」とか、それから国の動向、それから一番最後の「おわりに」のところ、そういうところに

使える社会を目指すんだということ、これまではものの整備に焦点を置き過ぎたけど、実はそうではなくて、使える社会を目指すんだということをちょっと力強く書いていたきたいなというふうに思います。

以上です。

○高橋部会長　ありがとうございました。

国等の最新動向について、こちらのほうはどうでしょうかね、事務局のほうで。全体の様子を少し確認しながら、書ける部分と書けない範囲もあるかというふうに思いますので、その辺をちょっと精査しながら再度検討させていただければというふうに。よろしいですね。ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

菊地委員、お願いいたします。

○菊地委員　東京都精神障害者団体連合会、事務局長の菊地でございます。

私ども精神障害者の立場というのは、ちょっと微妙な立場なんですね。と申しますのも、このまま黙っていれば本当に無言で済んでしまうような、全然、精神障害者ということ想定されてないような冊子になってしまっているということなんですね。というのは、ではなぜなのかということなんですが、結局、障害者とかの差別、偏見はなぜ起こるかという、その観点の抜け落ちているんじゃないかという気がしてならないんですね。と申しますのは、今コロナで医療従事者が差別されているという、コロナのことをやっているからという理由でお医者さんとか看護師さんの子供さんが保育園に入れないとか、そういうような世の中の構造というのが残っているということは障害者への差別もまだ根強く残っていることの象徴ではないかと。

なぜ障害者の生まれてくる原点が、いじめが起こったり、もういじめに関してもコロナでいじめが増えるかという質問に対して増えるという回答が結構多いんですよ。そういう背景があるにも関わらず全然触れられていないんですね。精神障害者の人数というのは五大疾病の中でも一番多いというのは前も私申し上げましたが、人数的には五大疾病の中では一番多いにも関わらず存在が捻象されてしまっているという状況がありまして、不登校とか鬱とか、そういう精神病というのが何で起こってくるのかと、その根本にあるのは資本主義である利益追求の至上主義というのがあります。それから、経済的価値の至上主義というのがあります。こういう価値観、つまり働かざる者食うべからずという、私よくそれを説明するんですけど、それに当てはまらないでなかなか稼げないとか役に立たないからという理由で差別が出てくるんだということを私は毎回申し述べるわけですけど、そういうことに関する記述というのはいつも抜け落ちるんですよ。そういう基本的なところを押さえた上で、そういう世の中の傾向というか、資本主義ですからしょうがないんですけど、そういう今の世の中、結局CO₂の問題によって地球温暖化及びそれに基づく異常気象により地球に住めなくなっているという非常に危機的状況が根本にあるというところで、そういうところから精神障害者の問題を話し

ていくと割とこの話が入っていくんですけど。バリアフリーということで、これがバリアフリーの全てだみたいな話の中には精神障害者が抜け落ちるとというのが、本当に私もいつも発言するたびになかなか精神障害者の存在が難しいなといつも思っております。ですので、この中でも「はじめに」とか「おわりに」とか、それから共生社会実現に向けた心のバリアフリーの推進のあり方とかいうところで触れることはできるんですよ。ですので、本当に危機的な地球の状態に基づいている、これは本当に世の中全体の問題に関するアンチテーゼとして福祉というのがあるんだという福祉そのものの位置付けというか、そこをもう少ししっかり位置付けていかないと精神障害者の存在も抜け落ちると、一番多い人数であるにも関わらず。そういうことで、もう少しそういう精神障害者の発生してくる背景というものに考慮した記述というものができないものかということをやちょっと提案させていただきます。

以上です。

○高橋部会長 菊地さん、ありがとうございました。

十分に菊地さんがおっしゃっている意味は理解されていると思いますけれども、もし可能であればちょっと事務局とも相談させていただきたいと思いますが、最低限ここだけはやっぱり抜かしてはいけないんじゃないかという、そういう記述の箇所がありましたら菊地さんのほうからちょっとご提案いただけないでしょうか。それを踏まえて事務局と私のほうで少し調整をさせていただくというやり方もあると思いますが、菊地さん、いかがでしょうか。

○菊地委員 これ今までも議論で出てきている、資料1-1の一番最後の都民への普及啓発というところの書き方、こういうところを工夫するとか、それから「はじめに」とか「おわりに」の中でそういった世界全体のことをちょっと一言触れた上で障害者がそういうところから発生してくるみたいな文言を加えるとか、それと、今申し上げた5番の共生社会実現に向けた心のバリアフリーの推進のあり方の括弧の枠組みの中に、ちょっと言葉を全面的に変えることになると思うんですが、そういう「社会モデルを理解し」とかいう一般的な書き方ではなく、社会の通常認識に関して危機感をもう少しあらわにした言い方に書き換えるとか、この現状とか課題、特に課題と方向性のほうですね、この課題と方向性の中に文言を盛り込むことは可能ではないかと思われます。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございました。

少し課題の方向性、第4章にありますので、ちょっと後ほどまた少し議論させていただいて、指摘の部分がありましたら遠慮なくご指摘いただければと思います。

それでは、3章に入りたいと思いますけれども、いかがでしょうか。これも、これまでの2020大会を契機としたバリアフリー化の取組を進めてきた現状と内容について記されているところです。ここの部分でも問題点とか課題が必ずしも明確ではないんじゃないかという、そういうのがあるかと思います。もしご意見等ございましたらお願いを

したいと思いますが。一番淡々として書いてあるところかもしれませんが。

それでは、ちょっと第4章に入らせていただきまして、今のこの提言、意見書の中の骨格になるところですけども、第4章、1から5、そして終わりも含めて全体の中でご意見がありましたらお願いをしたいと思います。どのページでも結構ですので、ページ、場所等を指摘していただければと思います。

じゃあ、市橋さんが先にとということで、じゃあ、市橋委員、お願いします。

○市橋委員 全体的に見て、事務局で書かれたご努力で大分深まった文章になった、ここは感謝しております。

いくつか言いたいのは、一つはさっきおっしゃったコロナの問題では新しい生活様式ということを盛んに言われていますけれども、新しい生活様式というのが、私たちが例えばまちづくりなんかも進めてきた中で、生活様式を積み上げてきたところを崩してしまうんだということが非常に大きくあると思うんです。これは、まちづくりじゃなくて全体に係る部分できちっと書いてもらわなきゃいけないと思うけど、注意を喚起するような書き方を、「はじめに」でもいいですし「おわりに」でもいいですので書いていただいて、これだけまちづくりの問題を積み上げてきたことがコロナによって崩されることは、絶対に避けなければいけないということを書く必要があるんじゃないかなと。

例えば僕も思いつかないですけど、具体的に挙げれば、例えば視覚障害者の人に、重要な文章は必ず点字付きで送ってきたわけです。ところが、この間の10万円の特別給付金では、点字がついてなかったわけです。それで、みんなで困って、いろいろやったわけですけど、そういうようなこと、あるいは手続の問題でいうと、ハード面とソフト面でバリアフリーをやってきたのに、そこが崩されることをやっぱり都民全体、特に行政が一体となって守っていかなきゃいけないみたいなことは、このまちづくり協議会の提言として出す必要があるんじゃないかなと思います。

二つ目は、この間も言ったとおり、例えば駅が無人化していくというところ。そういう面じゃ、例えば技術が進んだことによって無人化とか新しい様式になり、大抵障害者が困ってしまうということが幾つかあるというような喚起はどこかに入れていただけないかなと思います。

○高橋部会長 ありがとうございます。

2020の転換だけではなくコロナに関わるような部分ありますけども、これまで積み上げてきた日常のバリアフリーの状況、そこも非常に残す、あるいはそれを継続的に発展しなきゃいけない部分あるし、新しい生活様式というところもありますけども、そこをもうちょっと丁寧にしっかり受け止めてということですね。

○市橋委員 やっぱり崩されている部分があるということで、壊されている部分もあるということをちょっとどこかに書いてもらいたいなと思います。

それからもう1個は、国のあゆみ、都のあゆみを書いていただいたんですけども、それに関して、2020に関してだけでなく、この20年間あるいは東京都の福祉の条例を

つくっている中で、障害者当事者からの声を上げてきたと。しかも、これを東京都はなるべく吸い上げるように努力してきたということを僕は書いてもいいんじゃないかなと思うので、それが今日（こんにち）2020を契機にもっと活かされたんだという書き方をしてもいいんじゃないかなと思います。

○高橋部会長 ありがとうございます。両面、応援というかそうなりますか、ありがとうございます。それから、やっぱり新様式の中で壊されていくこれまで積み重ねてきた部分についても、それが見えなくなならないようにちょっと書き方について工夫をさせていただければと思います。ありがとうございます。大事なポイントかというふうに思います。

ほかいかがでしょうか。

じゃあ、いいですか。じゃあ、織田さん、お願いいたします。

○織田委員 私はW h e e L o gの織田友理子です。私からは2点書き加えていただきたいなと思うことがありました。

1点目につきましては、障害者というところであっても、重度、本当に体が動かなくて、私のような者ですけれども、手も足も動かなくてというレベルの者でも社会参画できるようなそういう日本、東京になってきたのだと思います。その例として、一つは、2年前ぐらいですかね、東京都知事、小池百合子都知事と一緒に日比谷公園の視察に伺ったところ、多目的トイレに背もたれと介助用のベッドが必要だという話についてすごく小池百合子都知事は聞いてくださり、そういうふうに設置していかなければいけないですねというご発言もあったんですね。そういったものがないと本当に重度の方が外に出られない現状を東京都は理解してくださっていると思います。そうしたところで、「どんなに重度であっても」というようなどこかしら記述があると本当にこれから全然外に出られていないような方々もさらに外に出ていくという、そういう契機になるということもお示しできるんじゃないかなと思って、そこら辺を一つ加えていただきたいと思いました。

2点目につきましては、視覚障害者用誘導ブロックについてです。

私は、私はというか私のような重度の者ですと、点字ブロック、ちょっとした凸凹でも上体が倒れてしまったりとか、あとは、本当に前輪が取られてしまったり方向が逆に行ってしまったとか結構危ない部分もあります。点字ブロックの中でも配慮があるようなところは、少しスリットを入れたりとか車椅子でも障害とならないような取組をされているものも幾つか、実際様々あります。そういったところを議論していくとか、これからどういった形にしていくかということも必要だと思うのですが、4番目のバリアフリー推進に向けた課題と方向性のところにも誘導用ブロックについては言及していただきたいなと思いました。視覚障害者用誘導ブロックとなっておりますが、実は車椅子ユーザーにとってもとても便利なものです。というのは、点字ブロックの先に行けばエレベーターがあるなというのが大体分かるので。私たちにとってもすごくあ

りがたいことでもあるのですが、どうかその先に車椅子にとって本当にありがたく、多くの車椅子ユーザーというか私の周りだけかもしれないんですけども、やはり点字ブロックってがたがたして車椅子にはちょっとねみたいな話をされる方が多いので、そうではなくて、両者がというか折り合いがつく地点を探っていくような、そういう取組がこれから必要なのではないかと思います。

以上です。

○高橋部会長　ありがとうございます。

今、織田委員から二つほどいただきました。一つは、東京都としても重度の車椅子ユーザーも含めて障害を持っている人たちへの取組なんかも進めてきた、そういうことについては評価をしたいので書いてほしいということと、それから二つ目は、特に重度の障害を持っている方が車椅子で移動するときに、視覚障害者用の誘導ブロックとの重なりで不具合なんかも生じている、こういうことについての、両面の部分がありますけど、どこかで書いていただけないだろうかということです。これについては、また吉田委員のご意見なんかもお聞きしたいところですけども、ひとまず越智委員さんのご意見を願いたいします。

○越智委員　東聴連の越智です。

今までいろいろ意見を申し上げてまいりました。結構取り入れていただきうれしく思っております。特に最後、「おわりに」の部分ですけども、手話通訳について入れていただいたことは非常にありがたいです。

まず、一つ修正をお願いしたいところがございます。2行目、手話通訳は表情や口の形が必要ということが、重要であるということが書かれています。この表記だと手話通訳だけと思われてしまう心配がありますが、手話そのものに関わることです。「通訳」を省いて、「手話は表情や口の形」というような書きぶりにしていただきたいと思います。この発言をしている理由のポイントは、これをきっかけに手話通訳に対する理解が進むということです。私たち聴覚障害者は、菊地委員がおっしゃったことにも関連しますが、見た目では分からない、なかなか気づいてもらえない、理解してもらえないという部分があります。これがきっかけとなって理解が促進されるということが大切なところなんです。

2年前にスタートした東京都の差別解消条例の中に、その名前には理解推進、促進という文言が入っています。条例の検討委員会で委員長をされていた川内先生も覚えていらっしゃると思いますが、その名称をどうするかという議論をしたときに、共生社会の推進はどうかという意見がありました。そのとき私が申し上げたことは、なぜ障害者の差別が起きるのか、私の考えは理解がないからである、だから差別が起きる。きちんとした理解がなされていれば差別は減るはずである。理解推進が大切ではないかということで、条例名に「理解推進」という言葉を入れていただきました。そういう面をもう少し具体的に出してもらえればと思います。例えば、3行目に「バリアフリーの推進に

つながる」を「バリアフリーの理解推進につながる」というふうに変えたり、その後に「こういったバリアフリーの取組」という、「こういった理解につながるような取組や考え方を今後も積極的に進める必要がある」、例えば「見た目では分からないので理解が進まない方に対してなどの」ということなども入れられるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○高橋部会長 ありがとうございます。

ここにつきましては、ご意見ありましたように少し修正をさせていただきたいと思います。今、越智委員のご提案そのままということではないですけども、きちんと読者に分かるように、意見書としてこちらのほうの意思が伝わるようにさせていただければと思います。ありがとうございました。

それでは、稲垣さん。

○稲垣副部会長 中央大の稲垣です。

幾つかあるんですが、かいつまんで端的にお話ししたいと思いますけれども、まず21ページ目の一番下の丸のところなんですけれども、先ほど申し上げたように、この車椅子の固定等の技術が十分でないことがあるということで、もちろん十分でないこともあるんですけれども、技術が十分であってもそういう安全第一ということを行っているだけで実際に行われていない現状があるんだと、それは社会的な要因があるんだといったことをちょっと意識した書きぶりが必要なのかと思っております。

続きまして、隣の22ページ目、上から二つ目の丸のところ、この整備のあり方を考えるにあたっては利用者の視点に立った整備を実行していくということで、これ当事者参加のことが書かれているわけなんですけれども、ちょっとかなり意識したいのは、後から意見を聞きまして対応しましたとユニバーサルデザインじゃないんですね。バリアフリー対応なんですよね。バリアがあるからそれを除きましたということなので、最初からユニバーサルな観点で当事者参加のインクルーシブなことを考えていく、デザインするんだったら、もう計画段階からちゃんと利用者の視点に立たないといけないということなので、そういう最初からちゃんと入りますよといったようなことを意識して書いたほうがよろしいかと思っております。

あと、ちょっとかいつまむと、25ページ目のところなんですけれども、この情報のところ、ここで二つあるんですけれども、このページの上から三つ目の丸のところ、MaaSの話なんです、ちょっと具体的にMaaSの施策がどうなっているのかというのが今見えない状況なのでなかなか書きにくいところではあると思うんですけれども、ぜひちょっと入れていただきたいのは、MaaSで非常に重要なのは、いろんな交通手段、徒歩も含めてと僕は考えているんですけども、公共交通だけじゃなくて、それを一元化させてサービスを利用するためにはとにかくデータベースがちゃんと連携しないといけないわけです。

データベースというと、先ほど織田さんのほうからもコメントがありましたが、今ま

です。ごいデータベースが蓄積されているわけです。東京都もそうだし、各区市町村の担当者がどの施設に何がそろっているかめっちゃくちゃ調査しているんですね。それが結構、報告書に印字されて終わっちゃってお蔵入りしているのがめちゃくちゃもったいないんです。この貴重な集めてきたそのデータベースをいかにこのM a a Sの中に乗っけていくか、そしてほかとの連携をどう図るかというのがすごく重要になってくるので、その貴重な財産であるこのデータベースをいかにこのM a a Sの中に入れていくのかということからまずスタートしたらいいんじゃないかなとは思っているところです。

最後ですけれども、この同じページが一番下のところ、この多言語化に関して私は東京で移動していてすごく大きな課題を感じております。都営交通の例えば駅のプラットフォームの上に何々行きが何時何分に来るとか、あとは、都バスが一番前にデジタルサイネージで次の停留所はどこですと出ますね。あれがすごく高度化されているのは分かるんですけども、めちゃくちゃ情報が取りにくいんです。なぜなら、情報が多過ぎるということですね。

どんどん変わっていくんですよ、情報が。だけど、自分に必要な情報が出てくるまでの間にもうバス停過ぎるし電車来るんですよ。なので、多言語化に関してはちょっと情報を入れ過ぎなのと、フォントが小さ過ぎてもう訳が分からない状況になっている。ラーメンの全部乗せみたいになっているわけですよ。何かもうそんなに要らないと。本当にクリティカルな情報にきちんと絞って情報提供しないと、ああいうことが起きるのかなというふうに思いますので、ぜひこの辺はそういう課題認識をきちんと書き下す必要があるんじゃないかなというふうに思った次第です。

すみません。以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

オンラインで参加されている皆さんはいかがでしょう。何かあれば遠慮なく手を挙げてください。

はい、二井田さんでしょうか。はい。よろしく、どうぞ。

○二井田委員 東京バス協会の二井田でございます。よろしゅうございますか。

○高橋部会長 はい、どうぞ。

○二井田委員 21ページの課題と方向性の丸の二つ目のところがあつたんですけれども、バスの正着のところがちょっと気になっているところでございます。バス停におけるバスの正着については運転技術の問題もございますけれども、道路の形状でありますとかバス停周辺に駐車車両があるといった場合についてはやむを得ず正着できないというケースもございますので、技術だけではないということで、交差点についてご理解をいただければというふうに思います。

以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。

停留所が道路側の環境、そういったような制限が非常に大きい部分が以前から指摘されているところですね。それから、これはニーディングではなくてニーリングですね。失礼いたしました。二井田さん、ありがとうございます。

ほかいかがでございましょうか。

はい、どうぞ。

○永田委員 手をつなぐ育成会の永田でございます。

本当に今までのいろいろな議論を盛り込んでいただいて、随分よく、よくというより本当に内容が充実してきたのではないかと考えております。

その中でもいろいろ課題はあるんだと思うんですけども、菊地委員がおっしゃったようなことも、心情的にはとてもよく分かります。ただ、やっぱり具体的な整備を進める中で、それを本当に実際に、川内委員がおっしゃったように、それを使って、それで社会の中で共に暮らしていくという場面をこの東京の中に展開していくということを通して、差別をなくしていこうということであるのかしらというふうに思っております。

やっぱり、そこは権利条約に基づいた共生社会の推進という、そのベースのところが捉えられていれば、いろんな障害、種別によるその違いということ、互いにこの委員の中でもそこを気にするということが解消されていくのではないかなというふうには思っております。

それで、一応その最後の「おわりに」のところで、真ん中あたりなんですけど、コロナが生じてきたということで、「今回の検討は、これまで前提としてきたものが揺らいでいるという認識のもと」と、確かに本当にここの文脈というか、段落はおっしゃるとおりなんですけど、もしかしたらちょっと誤解を生じるのではないかなと思うんです。揺らいできた部分がいろいろあるんですけど、本当の根っここのところは揺らいでいないというか、共生社会を推進していこうと、違いをお互いに受け入れていって、ともに社会の中で一緒に暮らしていこうというところは、やはり揺らいでおりませんので、そこが誤解がないように、その辺でちょっと一言根っここの部分を抑えていただけると、先ほどのような、菊地委員のような気持ちというか、その辺も少し表現されるのではないかなというふうに思いました。以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。関連するようなご発言が何人かの方からいただいています。先ほど星加委員のこのコロナ時代のバリアフリーが一体どうあるべきなのかというご質問、ご指摘がありました。市橋委員も前回からご意見をいただいているところなんですけども、改めて私たち一人一人が問われている、そのバリアフリーのあり方みたいなものが問われている、川内委員がおっしゃっていたような、見え方としては表には見えてきているけれども、実際に中身は、ある面ではこの意見書が本当に一人一人のこの委員のハートがきちんと踏まえているのかどうかということが問われているような感じがいたしますので、それにつきましても少し最終的に事務局と案の調整のときに、また皆さんのお力をお借りするかもしれませんけれども、調整を図

っていきたいというふうに思います。

それで、星加委員の先ほどのご質問がちょっと残っているところなんですけれども、もし事務局のほうで、東京都はというか、私たち委員一人一人に対する問いのような感じもいたしますが、事務局のほうで先ほどこのコロナ時代のバリアフリーってどんなふうに東京都としては議論されているか、内部でとは言わなかったけれども、どうなのかということなんですけれども、いかがでしょうか。

星加委員、すみません、追加で。

○星加委員 少し趣旨を明確にすると、これまで皆さんからも出ましたけれども、新しい生活様式というものが、ノーマルな生活のあり方として提示され、それがマナーとして我々にある意味要求されてくる中で、それそのものが困難、バリアを生み出す、あるいは障害を生み出すということが同時に生じているということをどのくらい認識しているのかということだと思うんですね。もちろん、具体的に表れてきたバリアに対して、じゃあどう対策をしていきますかということも当然必要だし、それはこの協議会に求められていることでもあると思うんですけれども、まず最初の出発点の段階で、ノーマルというものをつくるときにどのくらい、どういう視点、多様な視点が踏まえられていたのかということについてのある種のきちんとした認識を持つ、この間起こってきたことについての認識を持つということは非常に重要な出発点になると思うので、ちょっとその辺りの率直なところをお伺いしたいなと思った次第です。

○高橋部会長 じゃあ、坂本部長、お願いします。

○坂本生活福祉部長 ご意見ありがとうございます。今、お話がございました、今のコロナの時代、もしくはコロナ後をどうするかという話も出てくるかとは思いますが。率直に申し上げまして、私も30年以上福祉の仕事をしてまいりましたが、これまで時代の転換点は幾つかあったかと思っております。

今回はいきなり時代の転換点が表れたというのが今の現状でして、特にここ半年の動きが非常に激しい状況でございます。いわゆる新しい生活様式やニューノーマルなどいろんな言葉が飛び交っているのが現状で、この間しっかり議論して、そのタイミングで整理をしながら進めてきたかという、そういう状況にはなく、走りながらやってきていて、コロナそのものに関してもリアルタイムで状況が変わっており、認識そのものもその都度変わってきているという現状でございます。今、先生がおっしゃったように、しっかりと今後の状況を見据えながら、地に足がついた議論が必要だろうというのが担当部長としての所感です。新しい時代のノーマルに向けて、今後の新しい動きをきちっと受け止めながら、さらに新しいバリアも出てくるということを十分認識し、これまで培ってきたものが崩れないように十分意識しながら進めていきたいと考えております。

○高橋部会長 もし、時間があれば、この問題についてもきちんと議論しなければと思いますけれども、ひょっとすると先ほど永田委員がおっしゃっていたように、以前から

あった差別であったり、偏見であったり、依然としてそれが形を変えて見えているだけかもしれませんので、そこもしっかりと私たち自身も追及していかなければいけないかもしれません。いずれにしても、この意見書の中でちょっと書き切れないところはあるかと思いますが、その辺はちょっとご承知おきいただきながら、最終的な意見調整をさせていただきたいと思います。

それでは、時間がちょっと過ぎてしまいましたが、長時間ありがとうございます。この後、スケジュールとその他についての説明がありますので、それをお話していただいて、最後に意見書の調整につきましては、事務局と私のほうに一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○高橋部会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきたいと思います。その過程で、また個々の方々にご意見を頂戴する場もあるかもしれませんので、ご協力をひとつよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、今後のスケジュール、これは資料2-3でしょうか。そして、その他のことについて、合わせてご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○篠課長 事務局の篠でございます。それでは、資料2-3、今後のスケジュールをご覧ください。

第12期の推進協議は残すところあと1回となっております。次回10月29日に開催予定の第4回推進協議会では、意見書についてご了承いただき、東京都に意見具申いただく予定でございます。これをもって第12期推進協議会が終了となります。10月29日の意見具申に向け、今後大変短い期間で意見書の内容を調整をさせていただくこととなりますので、委員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

まず、意見書(案)について、追加の意見がございましたら、お配りしておりますご意見票で意見をお寄せください。短い期間で大変恐縮でございますが、1週間後の9月25日金曜日まで、必着でお願いいたします。後ほどご意見票のデータにつきましてもお送りいたします。また、10月上旬から中旬に皆様のご意見を反映した意見書(案)の最終確認をお願いする予定でございます。こちらにつきましても、短い期間でのご確認をお願いすることとなりますが、重ねてご協力をお願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。その他の案件についてはございますか。

○篠課長 それでは、事務連絡を申し上げます。机上の資料のうち、冊子につきましては、そのまま置いていただきますようお願いいたします。また、次回の第4回推進協議会は10月29日の午後3時から、オンラインも併用して開催いたします。

詳細は後日ご連絡をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。今、篠課長のほうからご説明がありましたが、

意見について来週の9月25日ということで、大変時間が短いのですが、よろしくご協力をお願いしたいと思います。今日もたくさんのご意見をいただきました。それぞれご発言いただいたものがそのままという形には恐らくありませんので、恐らくありませんというところと怒られちゃいますけれども、文言の調整をさせていただく段階で、少し取捨選択をしたりとか、言い方を変えるとかということになるかと思います。そのために、お手元にあります意見表のデータでも送られてくるかと思えますけれども、ぜひこの部分についてはこのようにということがありましたら送っていただくと大変助かりますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

それでは、特にこの場で何かございますか。よろしいでしょうか。オンラインの皆さんもありがとうございます。首を振っていただいております。ありがとうございます。

それでは、これで第5回の専門部会を終了させていただきたいと思います。最後までたくさんのご意見をいただきまして、重ねて感謝申し上げます。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(午後12時12分 閉会)